

「富田林市人権尊重のまちづくり審議会」 会議録

平成26年5月23日（金）午後2時～
市役所3階 庁議室

事務局（福田） それでは定刻になりましたので、ただ今より平成26年度「富田林市人権尊重のまちづくり審議会」を始めさせていただきます。委員のみなさまには、大変お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、中島会長につきましては、急遽、欠席のご連絡がございました。木下委員と山口委員についてはまだお見えになっておりませんが、よろしくお願ひいたします。本日の本審議会は、規則第6条第2項によりまして、過半数の出席がございましたので、成立しておりますことをご報告させていただきます。

それではこれより審議、進行につきましては、会長が不在となっておりますので、審議会規則第5条第3項により『副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。』とありますので、副会長の松本委員にお願いしたいと思います。松本副会長、よろしくお願ひいたします。

松本副会長 みなさん、こんにちは。松本でございます。急遽、中島会長がご欠席ということで、本日の議事・進行につきましては、私の方で代理をさせていただきます。スムーズな議事・進行に努めてまいりたいと思いますので、みなさまのご協力をどうぞよろしくお願ひいたします。

では早速、審議に入りたいと思います。前回の審議会では、「人権問題に関する市民意識調査」の結果について審議をいたしました。その際、その結果を今後の施策に活かすということで、事務局より実施計画を見直していきたいという説明がありました。また、金委員からは、市の人権施策のあり方を示した「人権行政推進基本計画」の進捗状況についてご報告をお願いしたいという要望がございましたので、本日は、新たに策定する実施計画の案と同時に、「人権行政推進基本計画」のこれまでの進捗状況につきまして事務局より説明と報告をしていただいた後、委員のみなさまから忌憚のないご意見をいただきながら審議を進めてまいりたいと思います。限られた時間内ではございますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

では、まず最初に、事務局の方から事務連絡等がございましたらお願ひいたします。

事務局（福田） 会議を始めさせていただく前に、前回から事務局に変更がございましたので、職員の紹介をさせていただきます。市民人権部長の藤田です。人権政策課参事兼課長代理の浦田です。人権政策課係長の笹野です。私、人権政策課長の福田です。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、確認事項がございます。本日、傍聴者の方はございません。また、今回も審議会の会議録作成のため、録音をさせていただきますのでご了承をお願いいたします。会議録の作成にあたりましては、前回から引き続き個人名を表記して公開することとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

松本副会長 ありがとうございます。

では早速、審議に入りたいと思います。委員のみなさまに事務局より資料を配布しておりますが、お持ちいただいておりますでしょうか？前回の審議会でも配布されました「人権行政推進基本計画」（水色の冊子）もお持ちいただいております。

すでしょうか？お持ちでない場合は挙手をお願いいたします。

では、まず本日の一つ目の案件であります【富田林市人権行政推進基本計画に係る「平成 26～28 年度実施計画」(案)】につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（福田） それでは次第に従いまして進めさせていただきます。まず最初の案件であります【富田林市人権行政推進基本計画に係る「平成 26～28 年度実施計画」(案)】につきまして、事務局の笹野よりご説明をさせていただきます。

事務局（笹野） それでは、「富田林市人権行政推進基本計画」に係る実施計画の見直しについてご説明させていただきます。資料（1）になります。

昨年度の審議会でご報告させていただきましたように、「市民意識調査」の結果から、本市における人権施策の現状と課題、そして今後取り組むべき人権教育・啓発のあり方が示されましたので、これを踏まえて、これまで取り組んできました人権施策に関する実施計画を見直して、修正すべきところは修正したいと考えております。また、ちょうど今年は「富田林市人権行政推進基本計画」の「平成 23～25 年度」の実施計画が昨年度で終了しましたのに伴いまして、次の「平成 26～28 年度」の 3 年間の実施計画を新たに策定する年でもありますので、ちょうど良い機会だと思っております。

では、前回の審議会以降、意識調査の結果を基に新たな実施計画の案を作成しましたので、本日はそれについてご意見等をいただきたいと思います。実施計画（案）を説明させていただく前に、今回改訂します実施計画の大元となっております「人権行政推進基本計画」（水色の冊子）についてご説明させていただいた方が、全体の流れが分かりやすいかと思っておりますので、ここで少し簡単に説明をさせていただきます。

この基本計画ですが、平成 21 年 3 月に策定しておりまして、この策定にあたっては、平成 18 年 2 月に本審議会から「富田林市における今後の人権施策について」という答申をいただきまして、それを踏まえる形で市の方で「富田林市人権行政基本方針」というものを策定しました。この方針は、言わば本市における人権行政を推進するにあたっての大きな枠組みになるものですが、この「基本方針」に従って、同和問題やこども、女性、高齢者、障がい者などへの具体的な取り組みを示したものがこの「基本計画」ということになります。

この基本計画の特徴ですが、大きな柱となる 3 つの視点がありまして、11 ページ以降の計画案の次のページに 3 つの柱がございます。その中で一番大きな柱となるのが「自治体行政は人権行政である」という基本認識で、この認識の下に行政施策を行わなければならないとしております。それから、ここでは大きな柱としては明記されていませんが、人権教育・啓発のあり方として、人権というものを市民的権利と市民的自由という権利の成り立ちから学んで、自身を権利の主体として認識するという、いわゆる人権認識を高める権利教育の必要性も指摘しております。

このような人権行政の基本的なあり方を示した基本計画の中身を、一定の期間を区切って具体的に取り組んでいこうというのが「実施計画」になります。まずは平成 23 年～25 年の 3 年間で終了しまして、今年度に新たに次の 3 年間の計画を策定するという流れでございます。これが基本計画と実施計画との関係になります。

今回は、市民意識調査の結果を反映したものになっておりまして、6 ページに新旧対照表ということで従来の課題と比較できるものとなっておりますので、これも参考にして見ていただければと思います。

では、1 ページ目の「さまざまな人権問題への取り組み」ということで、1. 同和問題をめぐる取り組みについてですが、意識調査の結果を見ますと、20 歳代、30 歳代などの若年層については人権問題に関する学習経験が少なく、同和問題

についてもよく知らないということが懸念されています。同和問題については、特別対策の法律失効後も完全に解決したとは言えない状況で、結婚差別や身元調査などが行われている実態を見ましても、心理的な差別意識が未だに残っていますので、今後とも学校教育や社会教育などにおいて、人権教育として同和教育の推進が図られる必要があると考えます。よって、今後の課題としましては、6ページの新旧対照表を見ていただきますと、従来の個別課題 1-②の部分に、具体的な教育の場として、「学校教育・社会教育における人権教育・啓発活動を充実・強化します。」ということで、「学校教育・社会教育における」という文言を追加しました。「社会教育」と言いますと、公民館とかそういった施設での学習と思われるかもしれませんが、ここでは広く捉えまして、例えば、子育て関係や高齢者の部署が行う講演会やセミナー、各種イベントも広い意味で社会教育の一つであると考えております。

また、20歳代、30歳代などの若い世代に関しては、人権問題が将来に渡って解決するかという将来的な展望について否定的、悲観的な傾向が見られましたが、この原因としては、問題を解決するためのプロセスや方法を知らないために、将来への展望が見いだせないのではないかとということが考えられますので、今後の人権学習では、人権の保障や確立に向けて活動している人たちの取り組みやその成果について学び、問題解決に至るプロセスを知ることが重要であると思われま

す。次に、同和地区の人たちとの交流や関わりが全くないという人が42.9%で、特に女性や若い人に多く見られました。しかも20歳代に関しては、同和地区の人と協働で課題解決に取り組んだことがあるという人はゼロという結果でした。大阪府や大阪府人権協会によりますと、同和問題への正しい理解やその解決に向けては、同和地区内外の交流というものがその一助になるということが指摘されておりますので、今後は、同和地区内外の人々との交流事業を充実していくことが重要であると考えます。またその際には、20歳代は人権問題の解決に向けた活動への参加に意欲的な傾向が見られますので、そういった活動意欲が高い若い人々を巻き込みながら、取り組んでいくことが効果的であると思われま

す。よって、今後の課題としましては、新規の課題として個別課題 1-⑤ということで、【同和問題への正しい認識と理解を深めるため、交流事業や協働事業の充実を図ります。】を新たに追加しました。次に、同和問題に対する一般的な認識として、住居を選ぶ際に同和地区を避けたり、子どもの結婚においても同和地区出身者に否定的な態度が見られたり、同和地区に対するイメージも、こわいとか集団で行動する、行政から今でも特別扱いや優遇されていると思っている人が多くおられました。これらの問題を克服する取り組みとしては、例えば、過去にあった特措法に基づく施策は現在は既になくなっていくということを周知するとともに、人権が侵害された被抑圧状況にある人々への特別施策というのは、男女共同参画で取り組まれている「ポジティブアクション」と同じように、それは不平等ではなく、平等を実現するための積極的な改善措置として国際的にも進められているということを理解することが必要です。また、同和問題の解決には同和地区の人が分散して住むことが効果的であるという、いわゆる「分散論」が未だに有効だと考えている人が半数にも上っておりまして、これについても歴史的な経過や、憲法で定められた居住移転の自由との関係で克服していくことが必要だと考えます。よって、今後の課題としましては、新規の課題として個別課題 1-⑥ということで、【同和問題に対する正しい認識と理解を深めるよう人権教育・啓発活動を強化します。】を新たに追加しま

す。続きまして、2. 子どもをめぐる取り組みですが、ここ数年、子どもへの体罰については社会的に問題となっていますが、本市におきましても、子どもへの体罰は保護者によるしつけや教師による指導のためであればときには必要だという、いわゆる体罰肯定者が半数以上にのぼっております。こういった体罰を容認する態度は、子どもの人権尊重という面から考えますと問題があると言えます。子ど

もも大人と同等にひとりの個人として尊厳され、基本的人権の享有主体として尊重されなければなりませんので、そのためには子どもの人権尊重とその保護を規定した「子どもの権利条約」の意義や重要性について理解を深めることが必要だと考えます。よって、今後の課題としましては、従来の個別課題 2-①②にありますように、子どもを権利の主体として尊重することや、「子どもの権利条約」への理解を深めるための学習に引き続き取り組んでいくとともに、2-④については、子どもへのいじめに加えて「子どもへの体罰」という文言を追加しました。

次に、女性をめぐる取り組みですが、女性は結婚する際に相手の『経済力』を重視するような傾向が見受けられましたが、その背景には、昔からの社会的慣習として女性は子育てや家事に従事するものという、いわゆる性別に基づく固定的な役割分業意識というものが根強く残っているのが原因だと思われまます。しかも、その意識に基づいた雇用環境のために、女性は結婚後は離職せざるを得ないという社会的状況が影響しているものと考えられます。このことから、女性も男性と同等に雇用の機会均等と待遇の確保がなされ、子育てに関しても社会全体で支える体制の整備が必要だと考えます。よって、これに関してはこれまで通り、従来の個別課題 3-①②③に引き続き取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、ホームレスに対する取り組みですが、ホームレスについては6割以上の人々が避けるといった警戒的な姿勢が見られまして、特に20、30歳代でその傾向が顕著に見られました。また、社会的にも、ホームレスに対する嫌がらせや暴行を加えるといった深刻な人権侵害が起こっている現状を見ますと、ホームレスに対する偏見や人権侵害をなくすには、個別の自立支援策だけではなく、基本的な認識として、ホームレスの人も一人の人間・個人として尊厳されるべき存在であるということを認識することが必要であると考えます。よって、今後の課題としましては、新旧対象表の9ページですが、「8. さまざまな人権をめぐる取り組み」にあります8-⑤の内容から、ホームレスの課題を抽出して、ひとつの独立した課題として新たに設定しまして、8-⑤として【ホームレスに対する偏見をなくす取り組みを行います。】という項目を設定しました。

以上が、同和問題や子ども、女性など個別の人権課題に対する新たな取り組みにしたいと考えております。

続きまして3ページですが、今後の人権教育・啓発のあり方ということで、ここからは人権学習を行う際の中身やその取り組み方法について検討を行いました。

まず、「人権学習の充実」ということですが、自営業者や家事・無職の人は人権学習の経験がないという人が多く見られまして、そのような人たちの学習機会を保障していく必要があると考えています。また、高学歴者におきましても小学校や中学校に比べて高校以上での人権教育の経験が少ないですので、今後は地域や職場などさまざまな場面において、人権学習を受ける機会を充実させていくことが必要だと考えます。よって、今後の課題としましては、新旧対照表の10ページですが、共通課題 4-①に「地域や職場などさまざまな場面で人権学習の機会を提供、充実させる」という文言を追加しました。まずは、地域や職場などで人権学習の充実を図っていききたいと考えております。

次に、その人権学習の中身・内容についてですが、「基本的人権を具体的に捉える学習」ということで、意識調査の結果を総合的に見ますと、子どもへの体罰の容認であったり、ホームレスへの偏見、ニートに対する自己責任論などが見られましたが、そこに欠けているのは「個人としての尊厳」という視点で、自己の権利主張だけでなく、互いに個人の人格を尊重し合うという認識が不十分であるように思われます。この他にも、前回よりも自尊感情が低くなっていたり、自分の持っている権利というものを十分認識できていない状況も見受けられましたので、これを克服する取り組みとしては、例えば1965年にありました国の「同和对策審議会答申」では、同和問題に関して市民的権利と自由の保障が不十分であるということが指摘されておりますので、そのことをもう一度見直して、人権問

題を「権利」の問題から考えることも必要ではないかと考えています。よって、今後の課題としましては、「市民的権利」と「市民的自由」について学び、自身が権利の主体として認識できるようになることが重要ですので、共通課題 4-⑥に「市民的権利と市民的自由の主体として」という文言を追加して、その主体として、【エンパワーすることを目標とする人権教育・啓発に取組みます。】としました。

次に、「問題解決へのプロセスと自己との関係性への気づき」ということですが、調査結果では、結婚差別や就職差別の将来的な展望について、年齢が若い人ほど解決するのは難しいと考えている傾向が見られましたが、この原因としては、若い人たちが人権問題を解決していくためのプロセスや過程をよく知らないということが影響しているのではないかと考えられますので、今後の人権学習では、問題解決への手段や方法などそのプロセスについて学ぶことが重要であるとと考えています。

また、同和問題をめぐる取組みの中でも指摘しましたように、学校教育や社会教育で人権教育として同和教育の推進が図られる際には、人権の確立に向けて社会的に働きかける活動をしている人々の努力とその成果についても学ぶことが重要です。

さらに、4ページになりますが、同和問題への認識として見られるリスク回避としての忌避意識、つまり自分も同和地区出身者だとみなされることを避けようとする意識についても、それが人権問題の根本的な解決に繋がるものではなく、自らもそれに縛られているということに気づくということが大切です。つまり、人権問題に対する認識と自己との関係に気づくということが大切ではないかと考えています。

以上の3つの課題をまとめますと、今後の課題としましては、新たに共通課題 4-⑧として、【人権問題に取り組む人々の努力とその成果について学ぶなど問題解決に至るまでの過程や、人権問題と自己との関係について気づくよう人権教育・啓発に取組みます。】という項目を新たに設定しました。

次に、人権学習の取組み方法についてですが、複合的学習とプログラムの工夫ということで、先ほど女性をめぐる取組みのところで、女性は結婚において、結果的に男性の経済力に依存せざるを得ない現状があるということを指摘しましたが、人権学習ではこのような女性が男性以上に結婚に左右される背景について考え、またその根底にあるものを変えることによって将来的展望を拓くという、そういった展開への取組みが重要です。また、部落問題とジェンダーの問題を重ね合わせて学習するというように、それぞれの人権問題の関連性に着目しながら、複合的な学習として取り組むことが効果的だと思われます。

また、職場における研修が効果的であるということが窺えましたので、地域の団体や自営業者の団体などと連携した学習を充実させていくことも一つの方法です。また、社会教育や生涯教育で行われている趣味や実用的な学習においても、そこに人権学習を取り入れることは可能であって、あらゆる学習が人権の観点に立って取り組まれることが求められます。このように、今後の人権学習の取組み方法としては、地域団体などとの連携による学習機会を充実と、多様な人権学習となるようプログラムの工夫が必要であると考えます。よって、今後の課題としましては、従来共通課題 4-③にあるように、引き続きさまざまな団体等と連携しきめ細かな活動を展開していくとともに、さらに 4-⑤に「複合的な学習」と「あらゆる施策に人権の視点を取り入れる」という文言を追加して、より具体的な方法を提示しました。

次に、5. 社会的な視点からのアプローチですが、先ほど子どもをめぐる取組みで体罰について触れましたが、子どもへの体罰の問題も、基本的人権を具体的に捉える学習の入口になると思われます。つまり、体罰を容認するような態度は、児童虐待やDVなどの身近な問題とも繋がって暴力の横行を引き起こし、結果として子どもへの人権侵害が大人にも及びかねないということを学ぶことが重要

です。また、個人の人権問題が社会とどのように繋がっているかという、人権問題を社会との関係で考えることも重要です。よって、今後の課題としましては、既に共通課題 4-⑦で社会的な視点からのアプローチの重要性については述べているところですが、その対象を「幼児や児童、生徒」と限定していましたが、冒頭に「すべての人を対象に」という文言を追加し、対象を広げました。

最後に、6. 人権教育・啓発リーダーの育成についてになります。これまで述べてきたような人権教育・啓発に取り組んで行くには、例えば学校や職場といった日常生活で差別的な発言に出会った際に、それを指摘して差別について話し合うなど、地域や職場で人権教育・啓発の指導的な役割を担う、いわゆる「草の根リーダー」のような人材を育成することも考えられます。そのような人材を育成するには継続的な研修が必要となりますが、地域や職場でそういった学習機会を整え、人権学習プログラムを形成するコーディネーターや、参加型学習を進めるファシリテーターの養成に力を入れていかなければならないと思っております。よって、今後の課題としましては、新規に共通課題 4-⑨として【人権教育・啓発リーダーの育成を図ります。】という項目を設定しました。

以上が、人権教育・啓発の内容とその取り組み方法になります。今後の人権教育・啓発のあり方としましては、自分自身と「権利」との関係性を捉えながら、それが人権問題とどのように繋がっているかを考えることが必要で、つまり、人権問題に無関心であったり傍観者であることが問題解決を遅らせたり、差別を温存・助長することに繋がる可能性があるということ、また、どこかで人権が侵されれば、自らの人権も危うくなるということに気づくということが重要だと思っております。このように、人権問題についての学習というのは、「人権」を自己との関係において学び、すべての人にとっての基本的な人権を具体的に捉える学習であることを強調するものでなければならぬと考えております。

以上の内容を、従来の実施計画に追加しまして、今年度からの新たな実施計画にしたいと考えております。ちなみに、資料の 11 ページからは実施計画の完成イメージを参考までに付けております。以上で説明を終わります。

松本副会長

ありがとうございました。

ただ今事務局から、市民意識調査から見出された課題を次の実施計画に反映させ、今年度（平成 26 年度）から 28 年度までの 3 年間の課題として取り組んでいきたいという報告がありましたが、これにつきまして委員のみなさまからご質問、ご意見等をいただきたいと思っております。

山内委員

アンケートをできるだけ反映したいと、それから資料 (2) にありますように各課の状況を把握しておられるということについて、非常に大変な作業だったと思います。気づいた点を質問・要望致します。まずは、具体的に何をするのかということがどこを見ても書いていないという点です。具体的な目標がない限り、3 年計画を立てたところで余り意味は無いと思います。多分このような計画の書き方でしたら、5 年前に作っていても、10 年後の計画に使用してもそのまま実施計画として使えるのではないのでしょうか。深い理解と、包括的な説明には感心しますが、肝心のそれで何をするのかという点が欠落している点について指摘し事務局の見解をお聞きしたと思っております。

もう一つは、新たな実施計画を市民の意識調査だけから導き出そうとされている点に問題です。基本計画での一番の柱は“自治体行政は人権行政である”ということですが、今回の意識調査は、そのような聞き方をしていないという点にまず問題があります。それに加え、この“自治体行政は人権行政である”という課題は、行政自身が自らに問いかけるべき問題であり、市民の意識調査だけでは全く不十分だという点です。更に、新たな実施計画はあくまで 23～25 年度実施計画の分析・総括をした上で作成されるべきものであり、意識調査だけでは導き出せるものではないという点です。もちろん意識調査も大事ですが、もっと大切な

のは過去3年何をしたか、何ができなかったかという分析です。

それと、23～25年度実施計画と言えば資料(2)になりますが、この資料は、PDCAを十分に満足していないという点が問題だと思います。つまりPは書いてあるが、本来過去形であるべきDが、ほぼ全て、全部現在進行形でなしに未来形で書いてあり、何をしたのかが全く不明である点、従って評価Cの根拠が全く分からない点です。確かに事務局としては現場に詳細を聞くのは大変だとは思いますが、現場に依頼するフォーマット自体をPDCAに添って作っておけば、もう少し評価Cの根拠が明確になるのではないのでしょうか？

それと、例えば10点とか9点とかあるいは3点、5点とかいう評価がありますが、極端に高いものと低いものは、事務局としてはやはりちょっと分析が必要だと思います。特に10点という評価については、その10点の事業は、どんな成果をあげたのかを聞いてみる必要があると思います。

松本副会長 案件(2)は次の議題として論議しますが、まずは意識調査の結果から実施計画の見直しをしたという説明でした。そして、そこから取り組みの今後の課題がいくつか出てきたということでした。今、山内委員のご意見は、実施計画の内容をどういうふうに進めていくのかという道筋をはっきりさせてくれということでもいいでしょうか。

山内委員 僕が申しあげたいのは、アンケートを重視する姿勢は正しいと思いますが、新たな実施計画を作るにあたっては、その前の実施計画で何をしたかの分析・総括が不可欠であること、そのためには過去の実施計画をPDCAの事実にもとづいて整理しておかないといけないということです。

松本副会長 実施計画を策定した後、何をするのかということをはっきりさせようということですね。

山内委員 それは新たな実施計画の策定後、具体的に何をするのが明確でないと実施計画を策定したことにはならないと思っての発言ですが、その前に新たな実施計画は策定の前提として、過去3年何をしたかの分析がないといけないと思います。

松本副会長 山内委員からの疑問と指摘ですが、これにつきまして事務局から回答をお願いします。

事務局(笹野) 山内委員からのご指摘で、23～25年度の実施計画が終わりまして、新たな実施計画を作るに当たって過去3年間何をしてきて、そのしてきた内容の分析がなされるべきではないかというご指摘ですけれども、人権政策課の方で、各課が行っております事業を全て網羅するのはなかなか難しいですが、案件(2)のところで各課の事業というものを掲載して事業内容を述べております。この評価に当たっては各課で評価してもらっておりまして、あまり人権政策課が評価に対して指摘するという姿勢は取っていません。

山内委員 立ち入るのは難しいと思います。でも何をしたからこの評価が10点。何で10点か、何をしたんですか？というの聞くだけは聞くべきだと思いますし、また聞けると思います。それに対する相手の答えに対して、もっとすべきとか言うのは確かにそれは難しいと思いますが、でも、本当に何をしたのぐらいは求めることはできると思います。僕はそれを言ってるだけです。

事務局(笹野) 10点という数字の背景にある具体的な事業が見えてこないというのは確かです。

山内委員 見えない限り、なんぼ積み重ねてもなかなか前へ行かないです。

事務局（笹野） 人権政策課で、これを最初にやったときにまず考えましたのは、それぞれ取り組んでいくべき個別の課題がありまして、それに対して行っている事業というものを各課から出してもらおうと。その事業の内容が各課で行っている具体的な事業になるんじゃないかという見解がありまして、具体的な事業名だけの列挙になったという経緯があります。その評価についても各課によって判断基準も違っていて、それを記述してもらうことも可能だと思います。確かに市の総合計画では、具体的な事業や、こういった視点で評価したのかということまで含まれておりますが、ここでそこまで求めてしまうと総計と殆ど変わらない状況になります。そうすると、うちの計画と総計をリンクさせていかなきゃいけないという問題も出てきてまして、どうしても各課に求める負担をできるだけなくするという意味でも、あまり求めなかったということもあります。ですので、山内委員さんのご指摘のように、確かにここの数字の背景にある具体的な事業は見えてきませんので、この点については今後そういう項目を入れるなり検討していきたいと思っております。

山内委員 2番の案件に行っていないのに2番のことを言って悪いんですが、Plan Do Check Action が今一番問われてるわけです。Plan は書いてあるわけですよ。Check も評価が書いてある。その間の Do が書いてないから Check の根拠が分からない。事務局が担当課に記入をお願いされるフォーマット自体に、Plan Do Check Action を明確にしてはどうでしょうか？ 今の事務局の説明で分かったのは、事業名を左に書いてあり、それが、一応 Do として事務局はとらえているということです。しかし要は、過去3年に事実として何をしたのかの中身が明確にならない限り評価は不可能だということです。アウトプットとアウトカムなど、Cつまり評価のチェックポイントはいっぱいありますが、まずは Plan Do Check Action を回すのが目的ですから、それに合うようなフォーマットにせめて変えて頂きたい。他の人・他の課に聞くのは大変だと思います。だから、できるだけ手間は避けるために、フォーマットの段階で、埋めてもらったならこっちの要望が出るというフォーマットにして頂ければと思います。

松本副会長 厳しいご指摘ですが、山内委員もおっしゃったように、また、事務局も答弁されたように、事業評価をきちっと進めていくには、事務局の指導力を高めていく必要があります、そのために総合計画とのリンクが大切だということが指摘されているわけですが、それがどうもうまくいっていない。総合計画との連携ですね。その重要性を認識してどう進めていくのかという庁内合意が不可欠だということです。

山内委員 だから、せめてフォーマットだけでも Plan Do Check Action を書いて、大体知りたいことが分かるようなものにしたら、次の解決策にはなると思うんです。

田村委員 山内さんにかなり共感するところはあるんです。例として挙げていただいた課題があって、それでどうするんやと。そのことはものすごく大切だと思うんです。仕組み作りみたいなことがどうなのかということがね。例えば、3ページの今後の人権教育・啓発のあり方というのに、松本さんが主に活躍しておられた北摂の方なんかは、人権週間やいろんな学習会などにかなり多くの市民参加がある。だけど、富田林ではなかなかそういう状況になっていない。自主的な判断で来るか来ないか、このことが大切だというのは建前としてはあるとしても、その入り口、きっかけを作るというようなことまで含めてきちっとしないと、何百・何千というような参加の学習会は仕掛けられないし、その中でリーダーもなかなか育て

いかないだろうというように思うわけです。だから、今日は来てませんが、人推協が主催した音楽のときなんかでも、約 1000 人ぐらい入るような所で 100 人ぐらいしか参加できてない、聞いてない、大切な話が聞けてないというような状況です。そういう意味では、やっぱりその仕掛け作りみたいなことをしっかりやってもらわんといかんかなということを思います。

僕は部落問題としての当事者なんですが、急を要する課題であると言われていますが、なかなか行政というのはそんなに早くいかないということで、むしろ委員さんよりも僕の方がついつい諦めもあってゆっくりというようなことなんですが。それにしても、もっとメリハリをきちっとせんといかんかなあと思うんです。それと、審議会の中に、単に人権政策の関係の担当部と課だけではなくて、2 番目のチェックリストなんか見たときに、少なくとも全部の部の人権を主担する責任者ぐらいは出てきて頂かんとここで論議が伝わらない。そういう意味では、絶えずじゃなくてもいいですが、今日のテーマのときには、課に人権の主担者を置くと言ってたわけですから、来てもらってそれぞれチェックの関係を説明してもらおうというふうなぐらいのことがあっていいのではないかというように思うんです。で、次の説明の後に聞きたいと思うんですが、随分ノーチェックの課がいっぱいある。しかも、政策推進課は、全体として富田林をどうするねんというような大きな役割とか機能を持ってるようなコントロールタワーが、人権に関わる関係に全く印もついてない。どうなってるんやろなというふうに、格好もようつけへんのかということも思ったりしてます。それと、いくつかの指摘がありました。例えば、私の感想も含めて経験も含めて少しだけ紹介したら、ホームレスに対する取り組みはまさにここに提起してるのが大切やと思うんです。10 年ぐらい前に経験したことですが、大阪の西成の釜ヶ崎のど真ん中の所に今宮小学校という小学校がある。その小学校の校門の入り口に「俺らも市民だ、人間だ」という抗議の立て看板が貼られたことがありました。なぜかという、学校にあるプールのシャワーを学校の外にはり回して、ホームレスの人たちが寝てる上から水をジャーッとかけて、まるで犬を追い払うようにとんでもないことをせんといて欲しいというような抗議の看板が掲げられました。そうするとそのような行為はやめたんですね。まさに教職員がそんなふうな状況なわけです。けど、ホームレスに今宮小学校の子どもたちが登下校のときになんかされたわけではない。だけど、小学生の高学年の子や中学生の子たちやときには高校生たちに、ダンボールに火つけられたり、寝てることを蹴飛ばされたり。夜は危ないから昼につい寝ちゃう。ほんなら丁度登下校のときに蹴飛ばされたり、いたずらされたりする。そんなものの感覚で人権意識は高まらないですよ。そのようなこととか、問題解決のプロセスと自己との関連性への気づきのところで、問題解決の過程、こんなふうにして差別が少なくなってきたとかなくなってきたみたいな、このことが大切やというふうに思うんですね。私は今 64 歳ですが、私と私の子どもの被差別の体験なんか言えば、まだ幸い自分の子どもは差別を受けてません。言わないだけかも分からないけど経験はないです。私なんかは、小学校で中学校で高校で就職時に結婚時に、見事なぐらいに人生の岐路のところで差別に出会い、だから解放運動に参加ということになるわけなんですけども、そういう意味では、取り組めば差別が少なくなっているというようなことを、当事者もそうじゃない人たちも市民もやはりそういう勉強をすることが非常に大切かなと思いました。

それから最後ですけども、僕は富田林の市の職員に 40 数年前になったんですが、富田林テーゼというのは日本に誇る社会教育テーゼというふうに僕は学習しました。まさに住民の権利意識を高める。住民運動の教育的側面を社会教育が作るんだ。それが最も典型的に運動化されたのが教科書の無償闘争なんです。住民の憲法学習の中で、義務教育は無償だと言ってるのに、教科書はなぜお金をわざわざ払わんといかんのか。だから、私が住んでた同和地区の子どもたちの教科書はなかなか揃わない。ましてや教科書が変わったりしたら、お古を譲ってもら

れへんということで、9月、10月ぐらいまでずっと教科書が揃わない。そういう状況の中でお父さんやお母さんたちが憲法学習をし、権利意識に芽生えて教科書無償を求めてというような、そういう側面を社会教育が担うんだ、持つんだ、その中心的な社会教育テーマが富田林と八尾と枚方であった。そういう問題意識、権利意識が大切なんだということがこの市民意識の分析の中に触れられてて、分析して頂いた方がそこらへんも含めて触れてるかどうかということではなくて、こういう状況の中で行政の果たす役割みたいなことが、そこに触れられているということについては、いろんな意見はありますけれども、僕は非常に高く評価をしたいと思っています。

最初に戻りますけども、課の人権の責任者は是非この審議会にも参加を頂いて、進めて行くということが、藤田部長の負担が軽いかなというように思いますので、よろしくをお願いします。

松本副会長　　今、田村委員から出された要望につきましては、審議会の意見として論議を深めたうえで合意形成を図り、要望事項としてまとめて事務局に提出させていただくことにしたいと思います。では、その他にご意見のある方はおられますか？

金委員　　資料(1)の最後のところ、「あらゆる場における人権教育・啓発の推進」というところなんですけれども、ここに書かれている項目に関しましては是非進めていただきたいなあとと思っています。具体的にこの進め方というのを考えたときに、行政がやる分野というか事業もあると思いますけれども、あらゆる場における人権教育の啓発の推進4-①②③ですが、市民が何か自分たちで学習したいとか、催し物をしたいという場合とかに、何かそれを後押しされるような、応援できるようなものを行政の方で考えて頂くというところまで4に含めて考えて欲しいなと思ったんです。4-③で、もし市民団体が公民館を使って何か学習会なり催し物をしますというときに、公民館は1ヶ月前なんですね、貸し出しの申請されるのが。実質的にはできないですよ、催し物とか。チラシを作って配ってやりまస్తుっていうようなことがなかなかできないので、そういうふうな市民のやる事業を後押しできるような、何かそういう方法を考えて頂けたらなと思っています。

松本副会長　　ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

山内委員　　ないようでしたらすいません。細かいことですが資料(1)の最後から3枚目。8-⑥ですが、本文では抹消されているものが、ここでは消えていませんので指摘致します。

それと、全般論としては、事務局の認識も洞察力も素晴らしいと思いますので、ぜひそれをどう行政全体が共有するかという点で更なる工夫を、全体的な課題としてお願いしたい。

それと、個別の課題で言いますと、同和問題というのは国が作った問題ですから、国民もこれに取り組みないといけないのは自明のことですが、同和の方も必ず誰かは子どもであり、女性であり、障がい者であり、高齢者のはずですから、子ども・女性・障がい者・高齢者・・・などの人権課題が、かなり徹底的に進んでいったら、同和問題も解決していくという道筋があるのではないのでしょうか。これは僕だけの個人的な問題かも分かりませんが、あまり同和が同和がと書いてしまうと、かえって人々に、同和問題は、特殊な世界の問題だと思われてしまう危険性があるのではないのでしょうか？

次に、子どもをめぐる取り組みのところで、私は保護司もしていますけれど、スマホに絡むいじめなどの問題が多発しています。判断能力の無い子どもに大人と同じ情報が入ってしまう状態を放置しておくことは、ある意味、安全な子どもの生活ができないという意味では人権侵害にあたるのではないかと思います。スマ

ホの問題というのは、子どものことを取り組む問題として、是非入れて頂きたいと思います。

4番目の障がい者をめぐる取り組みでは、かねてより何故障害者権利条約が謳われないのか不思議に感じています。いろんな権利侵害の問題を社会制度で捉えようと事務局の方でご説明ありましたが、障がい者の権利条約は、関係性として障がいを捉えるという、非常に画期的な視点だと聞いています。同和問題も関係性と歴史性の中で起こっていると思います。障害者権利条約は、絶対ここに一文を入れておく価値があると思います。

5番目の高齢者をめぐる取り組みでは、団塊世代が後期高齢になる25年問題、800ほどの自治体が消滅する危険性を指摘している極点社会問題。そして1000万とも2000万とも言われる大介護時代の問題。要は認知症の人権をどう考えるかは、これから益々大きくなる課題です。だから高齢者の中で、高齢者の問題を取り上げるときに認知症の高齢者をどう人格として捉えるかという視点を計画にもっと入れるべきではないかと思います。

それから外国人市民をめぐる取り組みでは、ヘイトスピーチということが全然出ていません。これもやはり日本人の心の荒み具合を表しているのだと思います。ヘイトスピーチということは、要は差別・徘徊・排除です。やっぱり外国人市民をめぐる取り組みではヘイトスピーチはどこかに入れて頂きたいと思います。

それから最後に、さっき生涯学習の話がありましたが、私の偏見かも分かりませんが、公民館は今やお遊びの集団になってると思います。本来なら現代の市民として知るべきこと、社会的・経済的・政治的に市民がどんな意識を持つべきか、を学ぶ場が公民館だと思います。もちろん公民館以外での活動は大事ですが、本来の役割を果たすべき公民館が現代人にふさわしい生涯学習の場になってるかどうかというのは、大きな課題だと思います。公民館は、貴重なまちの資源ですから、何らかの形でそれを使うような工夫を計画の中に織り込んで頂きたいと思います。以上です。

松本副会長

今の山内委員のご意見をふまえて論議を深めていただきたいと思います。私の考えを少しお話しさせていただきたいと思います。実は他の自治体でも、同和問題をテーマにした啓発の度合いが減ってきている実態があると思います。その影響として、学校現場で差別事象が起こっても先生が的確な対応が出来ないというケースもあります。私自身が長年啓発に取り組んできて、もっとも大切なキーワードは「差別の現実に学ぶ」ということだと思っています。差別の現実に学んで何を目標にするのかというと、具体的な差別問題をテーマにして、自他の、つまり、自分を含めたすべての人の「人間の尊厳」について学び、認識を深めていくということです。そういう意味で言いますと、資料の2番目の基本的人権を具体的に理解する学習の中で、市民的権利と市民的自由の主体としてエンパワーすると同時に、人間の尊厳を確立していくという目標を付け加えて欲しいと思います。エンパワーし人間の尊厳を確立していくわけです。差別も、いじめも、体罰も、全てに共通していることは、人間の主体的尊厳性の理解と認識が欠如しているから起こるわけです。ですから、同和問題や障がい者問題、女性の人権の問題、在日外国人の人権の問題を例にしても、行き着かなければならないのは、人間の主体的尊厳性の理解です。個別の差別やいじめなどの実態を啓発によって具体的に明らかにすることで、人間の主体的尊厳性の内実が鮮明になっていきます。その意味で、具体的な課題の啓発は不可欠であると思います。

山内委員

差別の現実に学ぶことは極めて大切ですが、逆のアプローチもいるのではないのでしょうか。

松本副会長

権利論、自由論などのテーマですね。

- 山内委員 個別論から入っていく場合の問題は、入り口の段階で、自分とは無関係の問題だと受け取られてしまう危険性があります。
- 松本副会長 なので、いつも個別の問題から自分の権利や自由の問題につなげていくような回路を啓発活動が作っていく努力が大切だと思います。
- 山内委員 確かにその通りですが、同時に、個別のケースの底に共通して流れている課題から入っていく。たとえば主体的尊厳性という言葉は、大変素晴らしいキーワードだと私は思っています。確かに、抽象論と思う方もおられるでしょうが、人生の在り方、人権の在り方から入っていくことで、障がい者の問題、部落の問題、いろんな人権問題を自分の問題として認識していくという、こういうアプローチも僕はいると思います。
- 田村委員 誰も間違ったこと言っていないと思うんですけど、だけど人権一般をなんぼ強調したって、人権侵害とか人権の問題はそれぞれの各論で出てくるわけですよ。僕は部落問題の当事者として部落問題だけをやっていいねんなんていっぺんも言ったことないです。だけど、部落問題を言い過ぎるから田村はあかんというような対立的な受け取り方では何も前に進まないんです。そういうふうに対立的にとかボリュームが大きい、前の審議会のおきも現場においては部落問題ばかりやってると。けど、先ほど松本さん言われたように随分薄くなっている。少なくなっている。同和地区の子どもが行ってない学校においてなんて、どれほどやられてるかという、むしろクエスションの状況がいっぱいあるわけですよ。まだなかなか全体として市民も子どもたちも含めて、しっかり差別を許さないような人格形成ができてるかどうか、負けないような子どもになってるかどうかと言えばそうじゃないんです。例えば、去年の6月ぐらいに、大阪芸術大学で差別的な張り紙がありました。「銀ちゃんが逝く」という映画がありましたが、それが15、16年前からずっと差別的な上演があって、それが芸大でもされて、そのチラシを学生課へ持って行って、誰が読んでもおかしい、差別だというようなチラシを学生課が通して、チラシが掲示板に張られた。誰も指摘しないんです。結局、芸大に来てた当事者の子がおかしいと言った。しかもそれを学生課による言いに行かなくて、人権問題のサークルの先生に行った。こういう状況なんです。芸大に話を聞いたら、20年前に「同和教育基本方針」という大学が作った方針を知らない間になくしましたと。最近では人権の問題も大切だからと言って「同和・人権」「人権教育」というように変えたりするんですが、それも作られなかった。学生数が8,000から5,000に減ったので、もうお金のかかることはいらんと言って、結局部落問題論を取るチャンスも非常に少ないというような状況になったりする。そういう意味ではまだまだ課題はあるんです。ここでも触れているように、小中くらいまではそれなりに勉強してる。ところが、高校からこうやって書いてくれてたら、少なくとも富田林市内にある高校での取り組みに対して問題提起をすとか、そこに対する働きかけをすとか市民啓発の中身にちゃんと入れていく。そのときに委員さんが言われてるように、ちょっと部落問題が多すぎると今は言うてないですけど、他の関係はどうなってんねんと言うんやったらそれも含めてしっかりやらんといかんし、そのことを総合的に展開をしていくということが大切だろうなと思います。2番目の提起のときに言おうと思いましたが、部落問題や人権のコーナーを富田林の図書館に作ってくれませんか？と言ったんですよ。そしたら、他にもいろいろあるからできないと言うたんです、富田林の図書館は。だけど、この数週間前に見に行ったら、男女共同参画の女性問題に関わる関係のコーナーだけありましたよ。ちょっといい加減にしといて欲しいなと思うんです。富田林の市民は人権に関わる学習の文献なんかを自分で探すことは殆ど難しい。コーナーもない。金剛図書館はどうか知りません。富田林の図書館にはコーナーがないんです。男女共同参画だけなんです。だけど、

このチェックを見てたら平成22年段階において図書館のところには男女の女性差別のことがチェック入ってないんですね。まあ実に、そんなふうなもんやろうから、ぼちぼち長い目で見んといかんのかなあという意味においては、むしろ山内委員の方がもっと早よせいと言うてるようなことで、僕は半分諦めと長距離ランナーとして人権の問題を追求せんことには簡単にかへんという問題意識を持っていますから、そんなふうに思ってるんですけどね。だから、ちょっと悪いんですけども、対立的に捉えるというような関係のやつはやっぱりやったらあかんというふうに思うんです。

山内委員

誤解のないように付け加えますと、それぞれの人権課題の間に対立を産むことを意識しているではありません。むしろ、それぞれの課題の底にある共通点に、たとえば議長のおっしゃる主体的尊厳性という課題をお互いの共通点として気付くことで連帯できると思います。最終的には個別の課題が解決する必要があるのですが、そこへ至る入り口としては、人間の生き方とか平和憲法とか基本的人権とか、そういう一般的な広い入り口から入った方が、入りやすい人もおられるし、また異なる人権課題の連帯も生み易いのではないかと考えているだけです。

司委員

いろいろ議論していく中で、私個人としてはやはり人権というのはものすごく深いものであって大きいもので、今、会長さんがおっしゃった主体性の尊厳とか生命の尊厳とか平等、そういうことは単に口にはしますけど、本当の意味というのは理解されてないと思うんですね。実際、私もこの審議会は何回かこうして参加させて頂いています。そういう中でずっと感じてきたのは、私の中では人権＝同和というのがものすごくある。強烈に印象にあるんです。やはり、確かに今、田村委員がおっしゃったように、この同和の問題というのは私らでどうこう言える問題ではありませんし、やはり国の施策であって今現在きてるわけですけども、やはり今のグローバルの世の中、世界を見ていけば、人類ということから見ていけば、その中の一つの差別になるわけです。日本の国にとって大きな差別の問題です。それをやはり無視したりしていくことは絶対にしてはいけないことなんですけれども、やはりそういった今地球市民とか一つの生命の尊厳から言えば、同和問題も今はそういう特別法も解消されて、大きな一つの問題になっていくと思うんです。その中で子どもの人権とか女性とかいろんな問題が同和だけじゃなく、人間を人として人権を考えていくなれば、いろんなことが今クローズアップされています。女性でいうと、ストーカーの問題もどうしてなの？というぐらいストーカーでも本当に女性の方が犠牲に、被害者になられてる。そういう面から思ったら、人権というのは大きな枠の中で考えていけば、いろんな議論があると思うんですが、必ずしも同和問題が本当に1ページにくるというのは私もそうでなくてもいいのではないかと。確かに同和は大事なことですよ。絶対に否定はしてはいけないことやし、誤解を招く言い方をしてるかも分からないんですが、それはすごく大事なことやと思います。でも本当に女性とか子どものこととか、本当にこんな数行で終わっていいのかなというのものはものすごく感じます。

資料の(1)で、1ページのところは丸々同和のいろんな施策、今後のあり方とかいろいろ書かれていますよね。2ページに入ったら、子どもをめぐる取組みとか女性をめぐる取組みとか、そういうものが数行で終わってるということは、私はこれはすごく大事なことやと思います。だから、人権というのは役所の中で一番重要な部分だと思っています。確かに私はイコールで考えてしまうんですけど、人権という大きな問題で捉えたら、今はいろんな問題が人権に関わってきてます。そういう意味で、この基本計画の書き出しとか、富田林の人権に取り組んでるといことが、市として大事やと思います。家庭とか地域とか学校で差別に対していろんな教育がされてたら、今おっしゃったように小学校、中学校ではされてても、それがだんだん大きくなってきたら増えることがなくなってきます。そういうことを続けてずっと一貫してできるものを、市として方向を示してもらったら

いいかというように思います。

松本副会長　ただ、資料の(1)というのは、意識調査の結果から反映させないといけない課題が書かれているわけです。資料(2)を見ると、同和問題をめぐる取組みは3ページ分あります。子どもをめぐる取組みは7ページ分あります。女性をめぐる取組みは7ページ分あります。

司委員　取組みは分かるんです。子どもをめぐる取組み課題であっても、いろんな角度から言えばもっとあると思います。

松本副会長　これが基本であって、市民意識調査の結果、どういう点を付加すればいいのかというところが書かれていると思います。

司委員　そういう部分でもね、アンケートの結果をここに書かれてるわけでしょ？

松本副会長　調査の結果ではなくて、既存の実施計画に調査結果から新たに加味しないといけない課題を抽出してるわけですから、当然ですが、ボリュームの差は出ると思います。

司委員　抽出してる部分でも、もっと掘り下げたらいろんなことが書けると思いますということ言ってます。

田村委員　元々、意識調査の調査項目の設定を含めて、もう少しそれぞれの人権の分野のボリュームを多く入れたらという、元々の論議に対する指摘が前提やと。つまり、その項目のボリュームについては前の審議会のときにも出てたんです。ただ、大阪府の調査とのセットの論議だから。富田林としてももう少しボリュームを増やして取りまじょうと、それは全然賛成です。

松本副会長　2と3という項目は単にボリュームの問題であり、結局、調査結果の中で新たな課題がこれだけ抽出されたということ事務局が説明されたと思います。

司委員　そうですね。

松本副会長　それでは、ここでどれだけの課題があるかということと、それを実現するにはどうすればいいかということにつきまして議論しなければなりません。では、事務局提案の資料(1)について、その他にご意見はございますか。

辰巳委員　先ほど来いろんな意見が出てるんで、重複しないようにしたいと思いますが、国で法制度が出来あがってる部分で、一つは子どもの貧困対策の推進法が出来あがってますし、そうした意味では子どものこういった法律に基づいた施策展開というか、計画でなければならぬということがあるので、その点は議会でも取り上げました。それからホームレスに関わっては、生活困窮者自立支援法が出来あがってます。これまでのいわゆる生活保護行政だけではなくて、そこに陥らないよう、また支援をしていく生活困窮者の問題がこの間法制度として出来あがってます。その点は計画にも入れるべきではないかなと思ってます。もう一つ、障がい者の権利条約の関係をおっしゃってましたけども、国でも障害者差別解消法が昨年6月に国会で制定されてます。そういった視点で特に重要なのは、合理的配慮、障がいをなくす、障壁をなくすという意味での合理的配慮、例えば段差の解消であったりとか、そんな問題を含めてまちづくりの問題、ソフトの問題も含めて配慮せなあかん課題があるのかなと思いますので、その点を計画や施策を展開する中で是非やって頂きたいと思います。それがまず一点です。

もう一つは、先ほどから庁内の人権行政の推進体制の問題をおっしゃってたんですが、私も前回の総計の策定委員として、人権の実現を理念とした市民参加の仕組みづくりを大きな横串として設定したときに記憶してるんですけども、それ以降庁内でそれぞれの担当課に人権担当を兼務する職員が配置をされているという、それは事務局が説明して頂いたらと思うんですけど、そういったことで何もやってないじゃなくて、全て出てきて頂くというのも確かですけども、そういったことも市の中で取り組みが進んでますので、僕は議員という立場ですが、庁内的には人権政策課の位置づけははっきりしてるのかなと思ってます。そういう意味では、集約をしてしっかり進めていく、もっと市長なり理事者なりに積極的に意見していく場であるのかなと思っています。以上です。

松本副会長

いかがでしょうか。今の第1案件の関係で、山内委員など委員のみなさまがおっしゃったことをどう審議会として合意形成をするかということにつきましては、多分第2案件と関係があると思いますので、第2案件を論議する中で審議会としての要望をまとめていければいいと思うのですがいかがでしょうか。では、異議なしということで第2案件に移らせて頂きます。

次の案件は、【富田林市人権行政推進基本計画の進捗状況について】でございますが、基本計画というのは、今の実施計画の上位に位置づけられているものであり、これまでどのように取り組まれてきたのかという経過報告について、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局（福田）

では、「富田林市人権行政推進基本計画の進捗状況」につきまして、同じく笹野よりご説明をさせていただきます。

事務局（笹野）

では、基本計画の進捗状況について、ご報告させていただきます。資料（2）になります。

先ほどの冒頭で、基本計画の策定の流れや中身について簡単にご説明させていただきましたけれども、この基本計画の構成としては大きく二つあります。もくじを見て頂きますと、まずひとつ目は、第4章「主な人権課題」ということで、同和問題や子ども、女性などの個別の人権課題を解決するために具体的施策に取り組んで行くというのがひとつ。そして、もうひとつは、自分自身が市民的権利と市民的自由の主体として自覚を持つという、つまり人権認識を培うための人権教育・啓発のあり方について述べています。

この市民的権利と市民的自由に関して、それをすべての市民に保障し、確立していくのが自治体の責務でありまして、つまり、これが自治体行政は人権行政であるという基本認識の根拠となるものなんですけど、この前提に従って言いますと、市役所が行う施策はすべて人権施策ということになります。つまり、人権行政というのは人権政策課だけが担うのではなく、全庁的に全課で取り組んでいかなければならないということを示しています。しかし、この自治体行政＝人権行政という考え方は、本市ではこの基本計画で初めて指摘しましたので、全庁的にどれだけ浸透させていけるかが大きな課題となっています。

人権政策課としては、この認識を全庁的に浸透させるよう取り組んでいる訳ですが、それがどれだけ進んだのか、認識が増えたのか、できるだけ目に見える形で示そうと試みたのが、資料（2）の1ページからの「気づき・今後の取り組みチェックシート」になります。このシートはどういうものかと言いますと、毎年、各課に照会をかけまして、自分の課がどの人権課題と結びついているのかを認識してもらおうというもので、いわゆる、課の人権認識調査みたいなものと言えます。このシートについては、前の実施計画の中で、人権行政に対する庁内の現状認識を示すものとしてその推移を注視していきますと、その活用を述べておりますので、このシートがどのように推移してきたのか、ご報告させていただきます。このシートがどのように推移してきたのか、ご報告させていただきます。

資料(2)の1ページから4ページまで、平成22年度から25年度のチェックシートを掲載しております。このシートの見方ですが、例えば4ページ目の平成25年度のシートをご覧いただきたいと思いますが、例えば「商工観光課」というのが中央より右あたりにありますが、「同和問題をめぐる取組み」で●がついていますが、これは商工観光課では同和問題に関する取組みを行っていて、具体的な事業を実施しているということを示しています。一方、その隣の「住宅政策課」を見ていただきますと、「子どもをめぐる取組み」のところには○がついていますが、これは住宅政策課では、実施計画に該当するような子どもをめぐる具体的な事業はないですが、課として取組むべき課題であると認識しているということを示しています。この他に黒塗りの網掛けの部分がありますが、これは昨年と比較して追加があったり、また削除された部分になります。この表を見ていただきますと、課によってバラつきや差がありまして、各課の人権問題に関する認識の度合いというのが分かるかと思えます。ただ、これが人権行政という認識の浸透度を正確に表しているかという正直そうだと言えませんが、これまで意識してもらえていなかった課の業務と人権との関連性を認識してもらおうという意味では、人権行政の浸透度を表わすある程度の指標になるのではないかと考えております。

追加資料をお配りさせていただきましたが、22年から25年のチェックシートの結果をまとめています。この表を簡単に説明しますと、平成22年度は全課として55課ありまして、●○のチェック項目が96個ありました。平成23年度は全課56課でチェック項目が102個。平成24年度は全課61課でチェック項目が106個。平成25年度は全課60課でチェック項目が110個。平成26年度は全課58課で、今回は実施計画の改定後にチェックシートをしてもらう予定ですので、今の段階では未定です。右の方に表全体に占める割合が示されていますが、これは全体に占める●○の数の割合を示してみました。15.87%から16.56%、15.80%、16.67%と推移してきて、全体としては徐々に増えてきておりまして、特に「図書館」は年々チェック項目が増えてきております。ですので、ほんのわずかではありますが、各課の認識が上がってきているのではないかと考えております。ただ、部署によって認識に差がありますので、この点に関してはなんらかの形で各課に働きかけていきたいと考えています。

先ほども申しましたように、この表が基本計画の認知度、強いては人権行政の浸透度を的確に表しているかと言えば明確には言えませんが、このチェックシートは、各課にとっては自分たちの業務がどのような人権課題と関わりがあるのかということ認識するのに役立つと同時に、客観的に見るとチェック項目が多ければ多いほど市民の人権に関わっているという認識、いわば「人権行政」の浸透度を示すひとつの指標として見て取れるのではないかと考えております。

続きまして5ページですが、「気づきチェックシート」の次の段階として、「実施計画」で述べている課題に対して、各課が取り組んでいる事業とその評価を集約したものになります。これも平成22年度から毎年各課に照会をかけておりまして、それを一覧でまとめてみました。真中の「評価」のところの数字がその事業の評価になります。先ほどからご意見をいただいておりますが、評価にあたっての具体的事業、評価の根拠となる具体的事業がありませんが、左側にあります事業名に対する各課の評価というふうに思っただけだと思います。人権施策に対する評価というのは、建物や道路は完成させると目に見えたゴールはありますが、人権施策には目に見えたゴールはありませんので、数字で評価するのは大変難しいものがあるんですが、評価にあたっては各課の判断で、事業の進捗状況や達成度、充実度といった視点から10段階で表わしていただきました。ですので、数字の高い低いということで事業の単純評価はできませんので、その点、ご理解いただきたいと思えます。このように、敢えて事業評価を取り入れましたのは、現在の行政を取り巻く状況を見ましても、行政評価は何らかの形で求められておりますし、担当課にとりましても、事業を数字で表すことによって課内で

の共通認識になったり、事業の振り返りにもなって、事業の見直しや充実に繋がっていくのではないかと期待も込めて実施しております。

ちなみに、その隣に「評価の視点」という欄がありますが、これは平成23年度から導入しました。「今後のあり方」については、今年度の3月末時点のものを掲載しておりますので、今年度に入って、実際の事業内容と若干異なっているものもあるかと思いますが、その点もご了承いただきたいと思います。

この評価については、統一的な評価基準を設けることもずっと検討してきましたが、すべての事業に適用できるような、基準を設けるのは非常に難しいというのが実感です。これはあくまでも理想論としてですが、その事業によって、どの程度人権課題が解決して、どの程度市民の権利が確立、保障されたのかを示すことができれば理想だと思うんですが、現実問題として、その実現度合いを数値で示すことは不可能ですので、それよりも、まずは事業を評価する側の職員の人権認識が高まれば、おのずとその評価も市民の人権保障度合いを示すものになっていくのではないかと、そういう期待はしております。ですので、職員の人権認識を醸成していくことをまずは目指したいと思っております。その取り組みの一つとしてですが、平成23年度に全課に「人権教育・啓発推進員」を配置しまして、推進員が主体となってそれぞれの職場内で人権研修を実施する体制を整備しました。人権政策課としては、引き続き推進員への研修やサポートを行って、この推進員制度を通じて職員の人権認識を高めていきたいというふうに考えております。

それから、資料の5ページからですが、第1章の個人権課題への取り組みでは、同和問題や子ども、障がい者、高齢者などの各人権課題に対して、各課が取り組んでいる事業をそれぞれ掲載しております。45ページからの第2章の共通課題への取り組みでは、自治体行政を人権行政として推進していくための庁内体制の整備や、今後の人権教育・啓発のあり方として、市民との協働、新たな連携の構築などといったすべての課に共通する課題について、各課が取り組んでいる事業を掲載しております。

先ほども言いましたように、「自治体行政」は「人権行政」であるという認識に立ちますと、人権政策課だけでなくすべての課が何らかの形で市民の人権、権利の確立と保障に関わっているということで、行政が行うすべての施策が人権施策であると言えますが、ここではそれぞれの項目に該当する事業のみを掲載しておりますので、ここに掲載されているものだけが人権施策ではなく、これ以外にも人権に関わる施策があるということをご理解いただければと思います。

今は、基本計画の実施期間がだいたい半分経過したところですし、これまでの職員の意識を大きく変えるには長い時間がかかると思われる中で、徐々にではありますが、人権に対する認識が広まってきているのではないかと感じているところでございます。以上で説明を終わります。

松本副会長 ありがとうございます。山内委員や他の委員からもご指摘がありました人権課題の取り組みについて、評価をした事業内容は過去形で書かなければならないということですが、訂正するというところでよろしいですか。

山内委員 左から二番目ですよ。

事務局(笹野) この意図としては事業に対するその事業内容ということで書いてもらってまして、実績ということで書いてもらってなかったのが過去形にはなっていないんです。なので、この事業に対する単なる業務内容の説明になってしまってます。

山内委員 評価が妥当かどうか分かるような表現でないといかんわけですよ、事業内容は。それを求めたらいい。各課に。そうするとおのずと過去形になってきます。

- 松本副会長　　ですから、事業内容と評価の記述の仕方を事務局と原局とで刷り合わせをしてもらえればと思います。
- 田村委員　　これは行政の手法ですか？言うてるのはその通りやと思うんですよ。だけど例えば次世代育成計画がありましたね。あれでも今やってることを書いてるんですよ、殆ど。将来やることなんか書いてないですよ、あんまり。これをしたい、あれをしたい、中身なんて悪いけどあまりないですよ。今やってることを書いてる。計画なのに進行形を書いてるんですよ。過去も今もこれをやってるんやって書いてるんですよ。だから評価はないんですね。
- 山内委員　　評価の根拠が書いてない。
- 松本副会長　　例えば人権啓発冊子などは、恒常的に事業として取り組まれているものですから、このような文章になっているのかなと私は理解しています。
- 事務局（藤田）　　例えば 37 ページの 6-⑤中国残留邦人等支援相談員配置事業っていうのがありますが、これについては毎年配置をしております。書き方が、「います」「～して 있습니다」になってますね。毎年配置しているということで点数 10 点ということで、既に配置してこういう事業をやっているっていうことを表しているんですけども、その表現の仕方が「いきます」とか「います」とかになってますので…。
- 松本副会長　　恒常的に継続事業として取り組んでいるので、このような表現になっているんですよ。
- 山内委員　　人権といったら永久の課題ですが、過去 3 年、それに対して具体的に何をしたのか、そしてその評価はどうか？それを明確にしないと 3 年計画を立てる意味がないんですよ。
- 松本副会長　　第 1 課題でおっしゃったことと第 2 課題とを結びつけて、審議会として要望していくことをまとめていかなければなりません。
- 山内委員　　評価の根拠を明確にして欲しいということなんですね。
もう一点。実は、先ほど総合計画の話が出て、私も総合計画の末席に参加し、その後も、総合計画のフォローアップの委員会も何年か出ました。行政評価の波に乗って富田林もこの 6 年ぐらい前からやっぱり行政評価をやろうと、政策推進を中心にやっておられます。その中身を少し見ますと、例えば、設置しました、それだけで評価していて、その設置でどんな成果があがったかは分析されていないケースなどがあります。相手の自己評価の重箱の隅をつつくのが目的ではありませんが、相手の評価の根拠を聞くことで、担当課と事務局がそのことをお互いに話し合うことで、初めて現場の人権というものの意識が深まっていくと思います。
そこで総合計画のフォローアップ会議で何をしたかと言うと、委員が担当課に出向いて行って評価の中身を聞いてみようじゃないかという話が出たんですけど、これは実現しませんでした。そこで、委員から詳しく調べて欲しいという事業を指定して、例えば 10 項目なら 10 項目指定して、聞いて欲しい点を明確にした上で、政策推進から各課に聞いて頂きました。このやり方は、委員はもちろん事務局の政策推進からも大変高く評価されました。もし可能でしたら委員のみなさんの関心のある項目について、評価の根拠は何だったのか、なんでこの評価になったのかということ一度各課にフィードバックしたら、来年はもっとしっかり書かないけないと、意識の高さを事務局と現場が共有するきっかけにもなると、こういうふうに思いました。以上です。

松本副会長　このマトリックスの中で、原局が例えば8、7、7と評価している場合、その根拠は何なのかということのを問うて、それを明らかにしたものを出して欲しいということによろしいですか？

山内委員　全部は無理やから、重点的にやって欲しいですね。

松本副会長　重点的ということは、それは人権政策の方にある程度任せるけれども、そのような手法を取り入れていくためのステップとしてやったらどうかという提案でよろしいか？

山内委員　はい、結構です。

松本副会長　全部やらなくてもいいから重点的にやってほしい。それは任意で人権政策の方でピックアップしてもらって、自己評価の分析といいますか、根拠といったものを明らかにして欲しい、という要望ですね。

山内委員　一般的にはアウトカム・アウトプットで、結果が、作った作ってない、設置した設置してない、これ大事なことですよ。次にどんな成果が上がったかということのを聞かないと評価にならないんですよ。

松本副会長　よろしいですか、事務局は。

田村委員　先ほど、辰巳委員の方からも紹介がありましたけれども、例えば生活困窮者自立支援法に基づいてこの課題をどうするかという問題は、法律の施行が2015年4月なんです。障害者差別解消法については2016年4月なんです。具体的な大綱が出てるのは子どもの貧困対策の関係が2015年1月ですから、そういうことを踏まえて、今後のあり方のところには活かされんといかんだろうと思いますね。

それからチェックシートに関わる関係の部分の聞き方と答える側の関係の部分がちょっと…。例えば、同和問題をめぐる取組みは9つの課しかチェックしてないんですね。障がい者のところは26。高齢者が17。多いとか少ないとかそんなこと言うてんじゃないんです。聞き方が悪いのか答える側の問題意識が薄いんか、例えば図書館でも、本を調べたりいろんなことを調べたりするわけですから、全部付いてもおかしくないと思うんですよ。先ほど一例を言ったみたいに、限られたスペースですから人権のコーナーは作れませんかと言って、男女共同参画はある。そんなんでいいのかなと思ってるんです。同時に、例えば文化財課なんて0なんですよね。今、若松町一丁目のまちづくりをやって、村の歴史の関係で、飛鳥時代に郡の役場があったんちがうかという推測ができるような発見があったりとか、「神功開宝」という古銭が見つかって、胞衣壺が見つかってとかそんなこととか。教育総務にしても学校給食にしても何にも付かない。例えば、子どもの食育に関わる関係の部分なんていうのは、ちょっといい加減にしといて欲しいというのがあるわけですよ。特に市長公室の政策推進とかですね、人事もそうですよね。人事は大事ですよ。例えば、障がい者雇用の関係もやりましたね。毎年やってるわけじゃないけどやってるんです。人事課は障がい者に〇がついてるからこれなんでしょう。けど、富田林全体の施策を推進してるとか、教育行政全体を推進していく、福祉行政全体を推進していくようなところに殆どチェックが入れへん。もっと言ったら、こんなんですよ受け取ったねと思うんです。正直に言ってるからそれはそれで受け取った実態を、問題意識を反映してるのかも分からんけど、恥ずかしいやん、こんなん。これでいいのかと。総合計画の関係の委員さんもおられますけど、総合計画の事務局としてやってるのにこんな問題意識でいいのかなと思うわけですよ。おかしいじゃないですか。やってなくても大

体○つけるねん。●はつけなくても○ぐらいはつけて問題意識を持たんといかんという前提がある。

最後ですけど、30年ぐらい前に審議会の中の論議で、町田市が行政の中に障がい者用のトイレをつけた。殆ど使われへんのにこんな無駄なトイレをつけてとって職員から猛反発くらった。そやけど、いるんだ。それが世界的な水準になるだろうし、日本の水準にならんといかんと言って町田市の大下市長さんが勉強会で言うたんですよ。今日では誰もそんなこと言わないでしょ。その当時はそんな状況やったんですよ。その話を思い出して、随分頑張って書いてくれるし、このことをものすごく推進されていったら漠然と全体的に緩やかに前進すると思うんですけども、それを全課に人権担当の推進員を置いて進めてるのに、アンケートでその推進員がチェックしてこのチェック具合かというのは非常に気になります。それは僕のいる児童館も一緒です。

松本副会長 原局の認識が不十分だということですね。

山内委員 政策推進というか、地域福祉でこんだけレベルが低かったら・・・

松本副会長 第1案件でいろいろな課題が出てきましたが、これを担う原局の認識が深まらなければなりません。原局が○を付けていなかったら施策の進みようがありません。これを改善するには、政策推進と人権政策が連携していく必要があります。山内委員はどう思われますか。さらに庁内連携を進めていくためには、人権政策課の事務局機能を強化していくことが大切だと言えます。

山内委員 人権の担当者ですか？せめてその人は出てきて欲しいですね。

司委員 チェックシートをしたのは私らにも見せてもらえるんですか？どういう項目をしたかというのは。チェックシートというのは、まあ言えば1番で言ったら同和問題をめぐる取組みに対して、していますか、していませんかのチェックシートだけですか？

事務局（笹野） 第一段階はそうです。チェックシートというのは、まず自分の課と各人権課題の関係を認識してもらうためのものですので、この個別の課題に取り組んでいるか、取り組んでないかということを確認するためのシートです。

司委員 第二段階は？

事務局（笹野） このチェックシートでチェックがあれば該当する事業があるということですので、それに対してどういう事業があるかというのを書いてもらったのが5ページ以降の各事業になるんです。というのも、実際に課題を解決する事業を出してくれと言ってもなかなかやはり出ないと思うんです。その前に、まずは課と人権課題との認識をしてもらうことが必要じゃないかというのが前提にありまして、なのでまず第一段階で関係性を確認してもらおうと。で確認してもらった後で、それに対しての事業は何ですか？ということで事業を出してもらおうということで、段階を踏んでやってます。

司委員 分かりました。そのシートをもらってね、何とも思わなかったんですか？今見ましたら、市長公室など肝心なところが何にもありませんねえ。

事務局（笹野） 僕も言えるところは言ってるんですけども、実際、他の事業は全部網羅してないんですけども、この事業やったらこれに該当するんじゃないかというのが分かれば各課に働きかけて○をつけてもらったこともありますし、政策推進の話も出ま

したけど、僕も実際に何年か前に政策推進にチェックしてもらうように言ったんですが、政策推進の考え方としては各個別の課題に取り組んでるのは各課だという認識がやっぱりあるんですね。政策推進としてはそれをとりまとめるだけだという認識で、同和問題・子ども・女性という個別の課題に取り組んでるのは各課だということです。

司委員 その大元の元締めやったら、全部にチェックしておかないとあかんわね。

松本副会長 そうですね。自治体行政は人権行政であるという認識を企画部門も深める必要があります。

田村委員 ○になってないとあかんわね。具体的な事業は持ってないにしても。

松本副会長 政策推進は率先して全部○を付けないといけません。

田村委員 だから聞き方が悪い。

道簾委員 私も民生児童委員としてこちらに出席させて頂いてるんですけども、確かに民生児童委員もどの項目にも○がついて然りと思うんです。だから、以前出てましたこの審議会の資料も事務局にもお渡しして、こうなってますよということはご存知の方も何名かいらっしゃると思うんですけども、確かにこの意識だったら情けないなって、どうやって伝えようと考えてるんです。やはり全て子どもに対して障がい者も民生児童委員にしたって同和にしたって全てその地区からもみなさん出ておられますし、やはり幹事会なり各部会なり毎月会議もしてますのでね、事務局もどなたとは言いませんけど、やはりもっと気づいて欲しいというのは私の本音なんです。ちょっとご報告させていただきます。

金委員 外国人をめぐる取組みというところでちょっと発言させて頂きたいんですけど、やはり政策推進課は、外国人も市民であるということで絶えずそれを取組んで、具体的にしなくても認識はして頂きたいというのをすごく感じています。気づきのチェックシートのところですけど、横断的に言いましたら人事課もそうですよね。富田林市職員採用時に国籍条項はなくなってますけど、それを積極的に宣伝してもらおうとかいろんな方法があると思います。市民人権部の市民窓口課ですけども、外国人市民が転入してきたときに対応言語での案内を渡して下さってると思うので、それは現に取組みをしておられることだと思いますし、また伝わりにくいことがあったら、それに通訳が入らないかという対応も考えて欲しいところです。その横の衛生課ですけども、衛生課も多言語によるごみ収集の図とかも書いて発行して下さってると思います。そういう意味では、外国人市民がよりごみ出しとかしやすいようにと認識されて取り組んでおられると思うので、○が入るんじゃないかなというふうに思います。まちづくり政策部ですけども、住宅政策課が該当するのかどうかは分からないんですけど、やはり外国人市民への入居差別っていうものに対する啓発というのは、多分人権政策課の方でされてると思うんですけども、それとともにやはりこういう特に住宅関係のことに関しては、ここが認識を持ってるというのは大事なかなあとと思います。あとは消防署関係ですが、これもやっぱり言葉が通じにくい、救急車に乗っても通じにくい場合というものもあると思いますので、そのときのためにひょっとしたら消防署の方で多言語によるコミュニケーションマニュアルみたいなものを持っておられるかなあとと思うんですけども、そういう意味ではそういうことに外国人市民、日本語の分かりにくい外国人市民が救急車とか頼んだときにどう対応するかってことはずっと考えておいて頂きたいことだと思います。教育総務の方で学校給食課の話ですけども、対応は難しいと思うんですけど、習慣とか文化に

よって食べられない物がある子どもとか市内に転入してきたりということがあ
ると思いますので、そういう知識を持ってもらうとか、私の子どもが学校に通っ
ているときに何回かピビンバが出てきたりとか、そういう意味で給食でいろんな
国の文化が体験できるし、持っている子どもの文化というのを尊重しているとい
うのがありましたので、私はそれはありがたいことだなあと感じて喜んでいまし
た。そういう意味では取り組んでくださってるのかなあという気はします。あと
社会教育課で、外国人をめぐる研修なり大いに取り組んでいって頂きたいので、
これもチェックシートに〇つけて欲しいなあと思うところでもあります。チェック
シートは、もっと認識して欲しいなあというのは横断的に言ったんですけども、35
ページからのところですけど、その評価の仕方で分からないところがあるので発
言させて頂きます。市民協働課とか行政の部署で直接実施をされていることと、
国際交流協会が主体となって実施している事業があると思うんですけど、今後の
あり方という評価のところには市民協働課という形で書いておられますが、実際
に事業に取り組んでいるのは国際交流協会、例えば6-①の「通訳・翻訳サポート」
とかは国際交流協会が実施しているということになっています。これは多分行政
と依頼先といいますか、実施事業の打ち合わせとか、今後どうしていくとか、事
業内容をどう評価したかというようなやり取りが必要ではないかなあと思いま
すので、それがどの程度なされているのかちょっと分からないんですけど、多分
細かい打ち合わせというのが事業内容に関する評価とか、どういうふう一緒に
連携していきましょうとか、そういうのが必要じゃないかなと思います。多分他
の施策においても、実際に事業を推進するのは庁舎の外っていうケースもありま
すよね。そういう場合にもこのやり取りというのが今後のあり方を評価するとき
に、その部署内だけで書いてはれへんようにということが必要だと思えます。6
-③なんですけれども、「市民参加のまちづくりのために外国人市民の声が市政
に届くよう努めます」という項目です。ここに挙がっているのが「多文化共生推
進連絡会議」で、これは庁舎内での連絡会議のことです。それと「多文化共生推
進事業」ということで、多言語の情報提供を行っていきますということがあ
るんですけど、これは私個人の意見ですが、市民参加のまちづくりのために外国
人市民の声が市政に届くっていうときに、個別に言うて行くぐらいしかないん
ですよ。今のところ選挙権はないですから。そのときに行政として外国人市民
の声をどういうふう受け取るかっていうのをもう少し積極的に考える事業をし
て頂きたいと思っています。もし住民投票があるときに、外国人市民は対象に
なっているのか、なっていないのかというのを今のところ分からないんですけ
れども、今の時の流れとしては外国人市民も市民ですから投票する主体者にな
れると思うんですけど、そういうこととか一歩進んで外国人市民の意見を受け
取れるような仕組みを考える事業というのはどこかで、それが政策推進なの
かも知れませんが、考えて頂きたいと思っています。

山内委員 金さんの話で言えば、誰がやったのかということが書いてないということ
です。疑問に思うのが、たとえば、法律で決まっていることをやっているだけで、
それで成果だとは言にくい…。とにかく本当は誰がしたのかということが、も
うちょっと厳密にしていく必要があると僕も感じました。

松本副会長 ですから、評価のなかで事業の実施主体も明記しようという提起
ですね。それでよろしいですか。

山内委員 はい、結構です。

松本副会長 では、金委員がおっしゃったことについては原局に伝えてくだ
さい。

事務局（笹野） 今、いろいろとご意見を頂きまして、全くその通りだと思
います。頂いた意見

については各課にフィードバックして、伝えていきたいと思っております。先ほど松本先生が言って頂いたように、みなさんからのご意見を各課にフィードバックしていけば、委員さんからの意見ということですので、ある程度の認識も持ってもらえるのではないかと考えています。もし他にお気づきの点がございましたら、各課にフィードバックしていただきたいと思っています。

松本副会長 審議会から出された意見を原局に伝えることは大事なことですよね。ニュースでもみなさんご存知のように、浦和レッズのサポーターが「Japanese Only」という横断幕を掲げたために、無観客試合というペナルティが課せられました。ヘイトスピーチのような風潮が増える傾向が出てきているように思われます。ヘイトスピーチについては、京都の裁判で判決が出ましたけれども、グローバルな人権尊重の世界の流れに逆行しているわけで、やはり、こういう状況に行政は敏感でなければならないと思います。その意味で、生涯学習部のスポーツ振興課が外国人問題にチェックしていないことは残念に思います

他にご要望があれば出して頂き、とりあえず意見が出された課につきましては、事務局から、審議会から指摘があったということ伝えてください。よろしいでしょうか。それと、最初に田村委員がおっしゃった関係部局の出席をできるだけしてもらおうということにつきまして、事務局としていかがですか？

事務局（福田） 庁内で人権行政推進会議というのを課長レベルで2、3回やっています。それとあわせて23年度から人権啓発推進員制度を設けてまして、これは課長代理級の職員で各職場において毎年研修するという形になっております。委員さんから鋭い意見を頂きまして、関係する部分については同席を求めたり、あるいは資料の内容を報告して頂いたり、そういう場を設けていきたいと考えておりますのでよろしくをお願いします。

司委員 今お聞きしましたら課長代理なので、できましたら副市長のどちらか一人に入ってもらいたらいかがかなと思います。

松本副会長 ありがとうございます。

他に特にご意見がなければ時間も参っておりますので、本日の審議会は終了させて頂きたいと思っております。いろいろご意見、ご提言を頂きましてありがとうございます。それでは事務局にバトンタッチしたいと思います。

事務局（藤田） 本日は、貴重な、大変厳しいご意見を頂きましたけれども、賜りました意見につきましては各課の方にフィードバックさせて頂きまして、行政を進めていくうえで人権というのは大変重要であるということをもっと認識して頂くように、強く私どもの方から働きかけていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い致します。ありがとうございました。

松本副会長 では、本日の審議회를終わらせていただきます。長時間、ありがとうございました。